

社会福祉法人 希望会 倫理規程

社会福祉法人希望会は、「施設を利用される高齢者の方々をはじめ、地域の人々が安心して、希望のある生活ができる社会の実現に貢献します。」を基本理念として、職員一同自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚を持って、利用者とその家族、地域に対して最善の介護・福祉サービスの提供に努めていくことを確認し、ここに社会福祉法人希望会のすべての職員が遵守すべき倫理規程を定める。

1. 利用者ひとり一人の尊重

私たちは、全ての利用者を出自・人種・性別・年齢・身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済的状況の違いにかかわらず、いかなる時と場合においてもかけがえのない、ひとりの人間として平等に尊重します。

2. 利用者本位、自立支援

私たちは、全ての利用者に対して、尊厳を持って利用者本位の立場から自己決定を最大限に尊重し、自立に向けた介護・福祉サービスを提供します。また、意思決定能力の不十分な利用者に対しては、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護します。

3. 利用者との関係

私たちは、利用者とは介護・福祉サービスの提供において自己の政治的・宗教的な価値観を排除し利用者の利益を最優先に考えます。また、職務上の立場を利用して、関係機関、利用者等より個人的な利益、便宜の供与を受けません。

4. 専門的サービスの提供

私たちは、最良の介護・福祉サービスの提供をするために、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を培い、深い洞察力をもって専門的な介護・福祉サービスの提供に努めます。

5. プライバシーの保護

私たちは、利用者のプライバシーに大きく関与する専門職として利用者のプライバシーを最大限尊重し、利用者や関係者からの情報を得る場合はその利用者から同意を得るよう努めます。また、利用者のプライバシーを保護する為、業務上知り得た個人情報については退職後も含めその秘密を守ります。

6. 利用者への権利侵害

私たちは、利用者への体罰・暴言・セクシャルハラスメント等あらゆる権利侵害を行いません。

7. 法令遵守

私たちは、法律・政令・省令・条例等に限らず、法人が独自に作成した就業規則以下、様々な規程、業務マニュアル等を含め、これ等のその法律の立法精神や目的、そしてその規程の趣旨をよく理解し、これ等を遵守した上、介護・福祉サービスの提供の展開を担って、社会に貢献します。

私たちは、介護・福祉サービスの提供が一方的になっていないかを利用者の立場に立って常に自己点検を行い、他者からの批判については謙虚に受け止めるとともに、倫理規程に反する行いは、相互にこれを見過ごさず、改善のための努力を惜しみません。

附則

この規程は令和2年11月1日から施行する。